氷川町復興計画及び第3次総合振興計画・第3次氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定業務プロポーザル質疑回答書

作成日：令和8年11月10日

番号	共通／個別計画	テーマ・分類	質問事項	回答案	該当資料１	該当資料２
1	共通	委託料上限額	2年度(R8,R9) での上限額が 4300 万円となっているが、初年度(R8)の上限額はあるか。	年度別の限度額は設けておりません。 総額4,300万円の範囲内で適切にご積算ください。	実施要領	1ページ (6)委託上限額
2	共通	住民意見聴取 （地区別懇談会）	ワークショップの実施はしない、とあるがどのような形式での懇談(住民意見の表出、記録)を想定しているか。	グループワーク形式等は行わず、全体説明および意見聴取・質疑応答を中心とした 形式を想定しています。	特記仕様書	3ページ (2)住民意見聴取 ②地区別懇談会
3	総合振興計画	住民意見聴取 （地区別懇談会）	39 地区で開催する懇談会への事業者の出席は必要か(ワークショップはしない、議事録作成・意見の分析・ まとめを行うとあるため、音声データ提供による記録作成・分析という手法でも可能かを確認したい)	受託者の出席は必須としていません。提供された音声データ等をもとに議事録作成や意見の 分析・まとめを行っていただく想定です。	特記仕様書	3ページ (2)住民意見聴取 ②地区別懇談会
4	復興計画	住民意見聴取 （地区別懇談会）	復興計画に係る地区別懇談会について 特記仕様書第１章１．(3)②「地区別懇談会」について、町内4地区で 開催する懇談会について、受託者による現地出席を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。 また、各地区の開催時期及び１回当たりの想定時間について、現時点での想定があればご教示ください。	受託者の現地出席を想定しています。開催時期は令和9年1～2月、1回あたり2時間程度を想 定しています。	特記仕様書	第１章 「１．業務内容」(3)②
5	総合振興計画	住民意見聴取 （地区別懇談会）	総合振興計画に係る地区別懇談会について 特記仕様書第２章３．(2)②「地区別懇談会」について、 町内39地区すべての懇談会への受託者の現地出席は必須でしょうか。また、各地区の開催時期及び １回当たりの想定時間について、現時点での想定があればご教示ください。	現地出席は必須ではありません。開催時期は令和9年度の早い時期（４～6月）、1回あたり 1.5時間～2時間程度を想定しています。	特記仕様書	第２章 「３．業務内容」(2)②
6	総合振興計画	住民意見聴取 （地区別懇談会）	「(2)住民意見聴取支援」 の②地区別懇談会において、町内39地区で開催予定の地区別懇談会のファシリテーターは職 員の方々が実施されるとのことですが、 地区別懇談会に業務受託者の出席は必須でしょうか? また、出席の場合の当 日の役割等の想定があればご教示ください。 議事録作成については、参加が必須か、 職員の方々が実施された録音 データを受領して議事録を作成する等により対応が可能か、 貴町としての想定がありましたらご教示ください。	職員がファシリテーターを務めるため受託者の出席は必須ではなく、音声データ等に基づく 議事録作成・分析のご対応で差し支えありません。	特記仕様書	3ページ
7	総合振興計画	住民意見聴取 （地区別懇談会）	「(2)住民意見聴取支援」の②地区別懇談会において、職員を対象とした事前レクチャー (40人×2回)は、 同じ内容のものを2回に分けて説明をする想定でしょうか? または、 地区別懇談会を2巡する想定の場合は、 2回分の異なる内容のものを説明する想定でしょうか.	ご認識のとおり、事前レクチャーは参加者の都合等に配慮し、同一内容のものを2回に分けて 実施する想定であり、地区別懇談会を2巡するものではありません。 また、地区別懇談会の ファシリテーターは職員が務め、そこで使用した資料や音声データ等は後日すべて受託者に 引き渡し、議事録の作成や意見の分析・まとめに活用していただく想定です。	特記仕様書	3ページ
8	復興計画	住民意見聴取 （地区別懇談会）	地区別懇談会について、「ワークショップの実施は行わない」とありますが、懇談会の開催イメージを ご教示ください。また、ファシリテーターの役割についてご教示ください。	全体説明と意見交換を中心とした形式を想定しています。 なお、地区別懇談会のファシリ テーターについては受託者に委託することを想定しています。	特記仕様書	1ページ 仕様書3ページ
9	共通	アンケート	「住民意見聴取支援」の①住民アンケートにおいて、「手法は「WEB 回答」および･･･」とありますが、 WEB による回答数の目安(目標)があればご教示ください。	具体的な数値目標は設定していませんが、有効回収率を高める効果的なご提案をお願いしま す。なお、WEB回答の周知方法としては町広報紙、ホームページ、SNS（公式LINE）等を想 定しています。	特記仕様書	1ページ、3ページ
10	共通	アンケート	「住民意見聴取支援」の①住民アンケートにおいて、「・・・「公共施設窓口等への調査票配架・回収 (紙)」の 二本立てとし、･･･」との記載がありますが、 この調査票配架・回収については貴町で実施されるとの理解で 合っておりますでしょうか?	ご認識のとおり、窓口配架等の実務的な配布・回収は町が主体となって実施します。	特記仕様書	1ページ、3ページ
11	共通	アンケート	住民アンケートについて、「必要に応じて個別の調査票送付や回収方法の工夫について受託者と協議の上、 実施」とありますが、この場合の実施主体及び、例えば、個別に調査票を送付するとなった場合の郵送・ 回収費は委託料に含むということになりますか。ご教示ください。 また、町外避難者数について目安を御教示ください。	個別郵送等が必要となる場合の費用は委託料に含まれます。また、対象者数については、契 約後に詳細なデータを提供し協議の上決定します。	特記仕様書	3ページ
12	共通	審査方法・手続き	「12.二次審査(優先交渉権者の選定)」の (1) 審査手順において、「一次審査を実施していない場合は、二次 審査の得点が最も高い者」という記載があります。一方で、「8. 一次審査(企画提案者の選定)」の(1) 審査の 手順においては 「参加申込が5社以内の場合も一次審査点を算出し、･･･」という記載がありますが、 一次審査を実施しない場合とはどのようなケースを想定されていますでしょうか?	参加申込者が5社以内であっても一次審査を省略することはせず、必ず一次審査を実施して全 提案者の得点を算出した上で二次審査に進むこととしています。	実施要領	5ページ、7ページ
13	総合振興計画	成果物・見積・工期	地区別懇談会のタイミング (スケジュール)はいつ頃を想定しているか(見積作成・人工手配のため)	令和9年度の早い時期（概ね4月～6月頃）の実施を予定しています。	特記仕様書	3ページ (2)住民意見聴取 ②地区別懇談会
14	共通	成果物・見積・工期	業務工程表については、本業務全体の履行期間 (令和9年3月31日)までの業務スケジュールを記載した ものと、参考に令和10年3月までのものを提出する形でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。履行期間内のスケジュールを基本としつつ、次年度以降の全体像が分 かる参考資料を添えていただく形でも差し支えありません。	実施要領	5ページ 9.企画提案書等の作成及び提出
15	共通	成果物・見積・工期	見積書の精算内訳書については、本業務全体の履行期間(令和9年3月31日)までを記載したものと、 参考に令和10年3月までのものを提出する形でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	実施要領	5ページ 9.企画提案書等の作成及び提出
16	復興計画	成果物・見積・工期	「(4)計画書作成支援」において、復興推進会議の開催回数、人数、 出席の有無、 謝金等の支払い有無等に ついて想定があればご教示ください。	年3～4回程度を想定しています。委員構成等の費用や謝金は町の規定に基づき対応するため 受託者の負担にはなりません。	特記仕様書	2ページ 3.参加資格要件
17	共通	成果物・見積・工期	「(4) 計画書作成支援」において、パブリックコメントの実施時期は、当初工期の令和 9年3月末ではなく、 令和9年6月末工期を前提に設定するとの理解で合っておりますでしょうか? ※業務の実施スケジュール検討のため	繰越承認を前提とする場合のスケジュール等については、全体の工程管理の中で適切に調整 するものとします。	特記仕様書	2ページ （実施要領 1ページ）
18	共通	成果物・見積・工期	「成果物」の（１）業務報告書（電子データ一式）について、紙媒体（キングファイル等）は不要もしくは １部必要のいずれでしょうか？	業務報告書等の成果物については、電子データ一式に加えて、紙媒体（製本版）を1部必ず提 出していただく必要があります。	特記仕様書	2ページ、4ページ
19	共通	成果物・見積・工期	「成果物」の(3)において、(A3判等、 カラー両面印刷)との記載がありますが、 A4判 4ページ相当の ボリュームとの理解で合っておりますでしょうか? ※印刷費等の積算のため	概要版等の成果物を想定しており、ご認識のとおりのボリューム感となります。	特記仕様書	2ページ、4ページ
20	共通	成果物・見積・工期	「5. 支払方法」の(3)において、「令和9年度における業務完了分についても同様に、 当該年度末に検査を行 い、･･･」との記載があります。一方で、 繰越予算が承認された場合でも復興計画については令和9年6月30日が 工期となりますが、 検査は業務完了の9か月後に実施されるとの認識で合っておりますでしょうか?	会計年度末における一般的な手続と同様の取り扱いとなりますが、詳細な検査時期等につい ては契約担当課と協議の上決定します。	特記仕様書	2ページ （実施要領 1ページ）
21	復興計画	成果物・見積・工期	復興計画における計画の方向性及び柱について、想定されている作成時期をご教示ください。	業務初期段階の基礎調査および意見聴取結果を踏まえ、令和8年12月の策定を想定していま す。	仕様書	1ページ

氷川町復興計画及び第3次総合振興計画・第3次氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定業務プロポーザル質疑回答書

作成日：令和8年11月10日

番号	共通／個別計画	テーマ・分類	質問事項	回答案	該当資料１	該当資料２
22	復興計画	成果物・見積・工期	復興推進会議の開催回数についてご教示ください。	策定までに3～4回程度の開催を予定しています。	特記仕様書	２ページ
23	共通	成果物・見積・工期	「万が一、議会において繰越の承認が得られなかった場合」におきまして、令和9年3月31日時点の成果物を納品し、それ以後の計画策定は貴町で進められるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。万が一繰越が認められない場合は、当該年度末までの成果物を以て業務完了とする対応を想定しています。	実施要領	（３）履行期間
24	共通	入札参加資格	本件業務に応募するに当たって、 氷川町の入札参加資格に登録しているか否かは問わないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。名簿への登録は必須ではありませんが、参加資格要件をすべて満たしている必要があります。	実施要領	2ページ 3.参加資格要件
25	共通	入札参加資格	共同事業体(JV)で本件業務に応募することは可能でしょうか。 可能な場合、 本町に提出する書類等の様式などはありますでしょうか。	共同企業体（以下「JV」という。）での参加を認めます。 JVでの参加を希望する場合は、別紙資料をご参照の上、書類をご提出ください。	実施要領	2ページ 3.参加資格要件
26	共通	入札参加資格	入札参加資格者名簿への登録について 実施要領「３．参加資格要件」について、氷川町の入札参加資格者名簿への登録に関する要件の記載がありませんが、同名簿に登録されていない事業者であっても、同項に]掲げる参加資格要件をすべて満たす場合には、本プロポーザルへの参加が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。名簿登録の有無は問いません。	実施要領	３．参加資格要件
27	共通	入札参加資格	「3.参加資格要件」に関し、(1)~(11) のすべてを満たす法人、その他団体であれば、複数でJV(共同企業体)を組んで参加することは可能でしょうか? JV を組んで参加する場合、 参加申込みの提出書類として、追加でJVの協定書を提出すると良いでしょうか?	共同企業体（以下「JV」という。）での参加を認めます。 JVでの参加を希望する場合は、別紙資料をご参照の上、書類をご提出ください。	実施要領	2ページ
28	共通	被害状況・事業費・財源の積算	被害状況の整理・分析及び現地調査について 特記仕様書第１章１．(1)「計画準備および被害状況の整理・分析」について、人的、家屋、公共施設、農林業、インフラ等の被害状況及び復旧状況の整理・分析は、町その他関係機関が保有する既存資料・データ等を基礎として実施することを想定しており、受託者による建築物等の現地調査、被害認定その他専門資格を要する調査・判定業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。また、町から提供いただける主な資料について、現時点での想定があればご教示ください。	ご認識のとおり、実地調査等は含まれず既存資料を基礎とします。提供可能な資料としては、各種被害データや災害復旧の進捗データ、既存計画等が挙げられます。	特記仕様書	第１章 １．業務内容
29	共通	被害状況・事業費・財源の積算	事業費の概算・積算根拠及び財源候補について 特記仕様書第１章１．(2)「復興計画の具体化・ブラッシュアップ支援」について、施策・事業に係る事業費の概算・積算根拠及び財源候補の整理に当たり、既存事業の予算額・積算資料や、活用を想定している国・県等の財政支援制度に関する情報は、町及び関係課から提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	町および関係課が保有する既存事業の予算資料や財政支援制度に関する情報は適宜提供・共有いたします。	特記仕様書	第１章 １．業務内容
30	共通	被害状況・事業費・財源の積算	「短期・中期・長期の工程」の策定にあたっては、実際の工事期間や施工環境（用地交渉、資機材手配、通行規制等）を踏まえた専門的な施工スケジュール作成が必要となりますでしょうか。	復興事業等の工程管理において、一般的な事業期間や施工環境を勘案した実現性の高いスケジュール作成をお願いしますが、専門的な土木施工計画の策定そのものを求めるものではありません。	特記仕様書	１．業務内容 （２）復興計画の具体化・ブラッシュアップ支援
31	共通	被害状況・事業費・財源の積算	仕様書に「事業費の概算・積算根拠を示し、根拠のない金額・目標値は設定しない」とありますが、この算出にあたっては、各施策・事業における建設・土木等の専門的な積算知識（工事費等の試算や具体的な単価根拠の算出など）まで求められますでしょうか。	既存の類似事業や過去の実績、公表されている単価等を参考に合理的な概算値を算出いただくことを想定しており、専門的な工事積算業務そのものは必須としていません。	特記仕様書	１．業務内容 （２）復興計画の具体化・ブラッシュアップ支援
32	共通	被害状況・事業費・財源の積算	仕様書に「財源候補」とありますが、対象となる施策・事業ごとに、国の災害復旧事業補助金や各種交付金、起債等の専門的な制度要件を精査した上での具体的な財源スキームの策定まで求められますでしょうか。	主要な施策・事業に対して適切な国・県等の財政支援制度や交付金等の候補を整理・提示いただくことを求めております。	特記仕様書	１．業務内容 （２）復興計画の具体化・ブラッシュアップ支援
33	共通	提出書類	(4)企画提案書作成における留意事項について、「提案書類は①提案書類は、 A4判、 横書き、カラー印刷、30ページ以内とする。(表紙・目次を除く)」とされていますが、A4判の用紙の縦向きまたは横向きは、いずれの向きでも宜しいでしょうか?	A4判であれば、縦・横の指定はありません。見やすい方を選択してください。	実施要領	6ページ
34	共通	提出書類	様式第2号 「参加申込書」 下段の【提出書類】として、「(7) 企画提案書」、「(8) 見積書」とありますが、 この書類については、 参加申込書の提出時ではなく、企画提案書の提出時の提出物という認識でよろしいでしょうか?	ご認識のとおりです。 企画提案書等の提出期限内に別途ご提出ください。	実施要領	4ページ 様式第2号
35	共通	業務実績・証明書類	様式第4号業務実績書の下段に 「※過去10年間において、 国または地方公共団体が発注した 「復興計画」および「総合振興計画(総合計画を含む)」、ならびに「総合戦略」のすべての策定支援業務を元請けとして受託した実績を有すること。 なお、これらの計画を個別に受託した実績の合算ではなく、単一の契約(一体的策定業務) であること、 または複数の契約による実績の組み合わせのいずれでも可とする。」とありますが、 同種業務実績としては、 復興計画と総合振興計画と総合戦略を、同一自治体から、単一または複数の契約及び業務として受託した実績という意図でしょうか? その場合、該当する業務自体が希少であると想定されますが、 類似業務実績として、復興計画、総合振興計画、 総合戦略を個別に受託した実績も記載してもよろしいでしょうか? また、復興計画については、 類似業務として復興まちづくり計画の業務実績を含めて良いでしょうか? 過去 10 年間とありますが、 2016年 (熊本地震)以降に着手または完了した実績という認識で良いでしょうか? 同種・類似業務実績の証明書類 (テクリス等)の添付は必要でしょうか?	複数の契約による組み合わせによる実績も認められます。また、類似業務としての個別実績の記載も可能です。対象期間は2016年以降に着手または完了した実績とします。 なお、様式第4号の業務実績書を提出する際は、記載した実績を証明する資料として、テクリス（CORINS）の登録証の写し、または契約書の写しおよび完了検査済証の写し等（実績内容が確認できる書類）を必ず添付してください。複数の契約による組み合わせとする場合は、それぞれの実績に対する証明書類が必要です。	実施要領	4ページ 様式第4号
36	共通	業務実績・証明書類	当該様式(第4号)では、「同種・類似業務の受注実績」を記載することになっておりますが、 「同種」と「類似」の区分等がありましたらご教示ください。 ※様式第4号の下段には「同種業務」との記載があり、一方で実施要領の 「16.審査項目評価基準」の(1)一次審査項目の業務経歴のコメントでは「類似業務の受託経験があり、･･･」との記載があるため	ご指摘のとおり、3つの計画すべてを網羅している必要がありますが、単一の契約による一体的策定実績だけでなく、過去10年間（2016年以降）において、これら3つの計画（「復興計画」「総合振興計画等」「総合戦略」）のそれぞれの策定支援業務を個別に受託した実績の組み合わせ（合算）でも認められます。 つまり、過去に「復興計画」「総合振興計画（総合計画を含む）」「総合戦略」のすべての策定経験を有していれば、別々の自治体や異なる契約における実績であっても、それらを組み合わせて同種業務実績として満たすものとします。 なお、復興まちづくり計画等の個別計画の策定実績は「類似業務」の扱いとなります。	実施要領	4ページ 様式第4号 実施要領10ページ

氷川町復興計画及び第3次総合振興計画・第3次氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定業務プロポーザル質疑回答書

作成日：令和8年11月10日

番号	共通／個別計画	テーマ・分類	質問事項	回答案	該当資料１	該当資料２
37	共通	業務実績・証明書類	様式第4号業務実績書について、注意書きで「これらの計画を個別に受託した実績の合算ではなく、単一の契約（一体的策定業務）であること、または複数の契約による実績の組み合わせのいずれでも可」とありますが、 復興計画・総合振興計画・総合戦略の3つの計画を同時に策定した実績が必要ということでしょうか。 この場合、かなり提案者が限られると思いますが。	ご指摘のとおり、3つの計画すべてを網羅している必要がありますが、単一の契約による一体的策定実績だけでなく、過去10年間（2016年以降）において、これら3つの計画（「復興計画」「総合振興計画等」「総合戦略」）のそれぞれの策定支援業務を個別に受託した実績の組み合わせ（合算）でも認められます。 つまり、過去に「復興計画」「総合振興計画（総合計画を含む）」「総合戦略」のすべての策定経験を有していれば、別々の自治体や異なる契約における実績であっても、それらを組み合わせて同種業務実績として満たすものとします。 なお、復興まちづくり計画等の個別計画の策定実績は「類似業務」の扱いとなります。	様式第4号	業務実績書